

長野県看護大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、長野県看護大学学則（平成6年長野県規則第50号）第24条及び長野県看護大学大学院学則（平成10年長野県規則第40号）第11条の規定に基づき、長野県看護大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、その他学位に必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（看護学）とする。

2 学位の英語表記は、次のとおりとする。

- (1) 学士（看護学）：Bachelor of Science in Nursing（略称：BSN）
- (2) 修士（看護学）：Master of Science in Nursing（略称：MSN）
- (3) 博士（看護学）：Doctor of Philosophy in Nursing（略称：PhD）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程（修士課程）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、本学大学院博士課程を経ない者であっても、博士論文を提出、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、これを授与することがある。

5 前項の規定に該当する者の取り扱いについては、別に定める。

(学位論文)

第4条 学位論文は、修士論文及び博士論文とする。

2 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することを認める。

3 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文の提出を求めることができる。

4 受理した学位論文は、返却しない。

(研究計画書)

第5条 修士論文又は博士論文の作成に着手しようとする学生は、指導教員の指導のもと研究計画書を作成し、別に定める期日までに本学の学長（以下「学長」という。）に提出し審査を受けなければならない。

2 修士論文の研究計画書の審査は、指導教員が行い、研究科委員会に報告する。

3 博士論文の研究計画書の審査は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

4 前項の審査委員会は、研究科委員会において指名する委員4名をもって組織する。

(博士論文の事前審査)

- 第6条 博士論文を提出しようとする学生は、指導教員の指導のもと博士論文を作成し、別に定める期日までに学長に提出し事前審査を受けなければならない。
- 2 事前審査は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。
 - 3 前項の審査委員会は、研究科委員会において指名する委員5名をもって組織する。

(修士及び博士の学位の申請)

- 第7条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に修士論文を添え、学長に提出しなければならない。
- 2 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類を添え、学長に提出しなければならない。
 - (1) 学位論文
 - (2) 学位論文の要旨
 - (3) 論文目録
 - (4) 副論文

(学位論文等の提出時期)

- 第8条 学位論文等は、在学期間中に提出するものとし、その時期は研究科委員会で定める。
- 2 第3条第4項に規定する者が、学位論文等を提出する時期は、研究科委員会で定め、その日時は、学長が学内に公示する。

(学位論文の審査の付託)

- 第9条 学長は、研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査委員会)

- 第10条 学位論文の審査及び博士論文の最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。
- 2 審査委員会は、研究科委員会において指名する委員（修士論文3名、博士論文5名）をもって組織する。ただし、研究科委員会において必要と認めるときは、審査委員以外の教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。
 - 3 博士論文の最終試験は、発表会形式による口述試験とする。

(学位論文の審査期間)

- 第11条 修士論文の審査は、提出者の在学期間中に終了しなければならない。
- 2 博士論文の審査は、研究科委員会で定めた日までに終了しなければならない。

(学位論文の審査結果の報告)

- 第12条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文の内容の要旨、審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を研究科委員会に報告しなければならない。

(修士の学位授与の承認)

第13条 研究科委員会は、前条に規定する報告及び授業科目の単位の修得並びに博士前期課程の学位授与に関する方針に基づき、修士の学位の授与を承認する。

(博士の学位授与の議決)

第14条 研究科委員会は、第12条に規定する報告及び授業科目の単位の修得並びに博士後期課程の学位授与に関する方針に基づき、博士の学位を授与するか否かを記名による投票で議決する。

2 前項に規定する合否の議決をするには、研究科委員会の構成員（ただし、博士の学位の授与を決定する場合にあっては、長野県看護大学大学院研究科の教員の学内審査に関する内規に別表として規定する「長野県看護大学大学院における論文指導教員及び科目主担当教員の審査基準」に定める副指導教員以上の資格を有する教授及び審査に加わった准教授とする。）の3分の2以上の出席を要し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、公務出張中及び休職中の委員は、構成員の総数から除く。

(学位の授与等)

第15条 学長は、学位を授与できると認めた者に対しては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、別紙様式第1号、様式第2号及び様式第3号とする。

3 学位記の交付は、学位記交付簿（別紙様式第4号）により行う。

(学位の名称)

第16条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「長野県看護大学」を付記するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前に、既に公表した者は、この限りでない。

2 前項の規定に係わらず、博士の学位の授与を受けた者は、やむを得ない事由がある場合には研究科委員会の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定により学位論文を公表する場合は、「長野県看護大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 博士の学位の授与を受けた者が行う第1項又は第2項の規定による公表は、大学の協力を得て、

インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第 19 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第 12 条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取り消し)

第 20 条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士については教授会、修士及び博士については研究科委員会の議を得て、学位の授与を取り消し、学位記を返還されるものとする。

2 教授会又は研究科委員会が前項の規定による議決をなす場合には、第 14 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第 21 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければならない。

(その他)

第 22 条 この規定に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

2 第 13 条及び第 14 条第 1 項に規定する学位授与に関する方針に基づく能力の修得判定は、別紙様式第 5 号により行う。

附 則

この規程は、平成 10 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に大学院に在学する者の単位修得退学時の博士論文の提出については、この規程による改正後の長野県看護大学学位規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に大学院に在学する者の博士論文及び修士論文の指導と審査については、この規程による改正後の長野県看護大学学位規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。



第 号

卒業証書・学位記

本籍(都道府県名)

氏名

年 月 日生

本学看護学部看護学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士(看護学)の学位を授与する。

年 月 日

長野県看護大学長



第 号

学位記

本籍(都道府県名)

氏名

年 月 日生

本学大学院看護学研究科看護学専攻の博士前期課程(修士課程)において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(看護学)の学位を授与する。

年 月 日

長野県看護大学長



